

令和5年度 第1回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿	-- P.	1
別冊 No. 2 -1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（現行）	----- P.	2
-2	広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）	P.	3
-3	中分類	P.	4
-4	令和5年度適用使用者数及び適用労働者数	P.	6
別冊 No. 3	令和4年度 特定最低賃金の審議・改定状況（船舶・輸送機械等）	----- P.	8
別冊 No. 4	令和5年度最低賃金実態調査概要（船舶製造・修理業，船用機関製造業）	P.	9
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差	----- P.	15
4 -2	賃金分布図	----- P.	16
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移	----- P.	18
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額	----- P.	19
4 -5	事業所規模別未満率	----- P.	20
4 -6	引上げ試算表（令和5年 船舶製造・修理業，船用機関製造業）	----- P.	21
4 -7	経過表（船舶製造・修理業，船用機関製造業）	----- P.	23

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏名	現職
公益代表	はせがわ えいじ 長谷川 栄治	弁護士
	みつい まきのぶ 三井 正信	安田女子大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	あくね こう 阿久根 孝	ジャパンマリンユナイテッド呉労働組合 執行委員長
	ささき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	まえだ りゅうじ 前田 隆司	内海造船労働組合 執行委員長
使用者代表	てまち てつや 出町 哲也	株式会社IHI 呉事業所長
	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	なかもと ひろと 中本 裕人	神田ドック株式会社 取締役

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造業・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造業・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間999円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和4年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

船舶製造・修理業， 船用機関製造業
適用する使用者 広島県の区域内で船舶製造・修理業， 船用機関製造業、当該産業において管理， 補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業， 船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字は事務局にて加筆）
E31 輸送用機械器具製造業のうち E310 管理， 補助的経済活動を行う事業所 （313 船舶製造・修理業， 船用機関製造業に限る） E3100 主として管理事務を行う本社等 E3109 その他の管理， 補助的経済活動を行う事業所 E313 船舶製造・修理業， 船用機関製造業 E3131 船舶製造・修理業 E3132 船体ブロック製造業 E3133 舟艇製造・修理業 E3134 船用機関製造業 L7282 純粹持株会社 （313 船舶製造・修理業， 船用機関製造業に限る）

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

大分類E—製造業

中分類31—輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理, 補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所

313 船舶製造・修理業，船用機関製造業

3131 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台，ドック若しくは引揚船台を有し，船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし，主として船体ブロック若しくは船舶用の部分品（甲板機械，アンカーチェーン，プロペラ，ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装，船台，建具，配線などを行う事業所は本分類に含まれない。

また，舟艇を製造又は修理する事業所は細分類 3133 に分類される。

- 鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業
- ×船舶部分品製造業〔部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される〕；船体塗装業〔0771〕；船内配線業〔0812〕；舟艇製造・修理業〔3133〕；船用機関製造業〔3134〕；船用機関修理業〔9011〕

3132 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

- 船体ブロック製造業

3133 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

- 舟艇製造業；ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業

3134 船用機関製造業

主として舶用の蒸気機関，蒸気タービン，内燃機関を製造する事業所をいう。

- 船用機関製造業；舶用内燃機関製造業
- ×船用機関修理業〔9011〕

7282 純粋持株会社

本業を持たずに，他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和5年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	2	5,079
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	588
E225 鉄素形材（鋳鉄铸件）製造業	39	1,143
E229 その他の鉄鋼業	176	2,392
計	228	9,203

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	16	59
E244 建設用・建築用金属製品製造業	539	5,609
E249 その他の金属製品製造業	60	1,535
計	615	7,203

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	339	8,291
E26 生産用機械器具製造業	871	18,295
E27 業務用機械器具製造業	24	433
計	1,234	27,019

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57	6,723
E29 電気機械器具製造業	253	6,553
E30 情報通信機械器具製造業	8	211
計	318	13,487

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E311 自動車・同附属品製造業	276	33,529
計	284	33,577

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	443	10,303
計	451	10,351

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I560 管理，補助的活動を行う事業所	4	854
I561 百貨店，総合スーパー	42	8,294
I569 その他の各種商品小売業	33	371
計	79	9,519

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I590 管理，補助的活動を行う事業所	17	435
I591 自動車小売業	1,558	10,453
計	1,575	10,888

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出 種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審
北海道	920	4	船舶製造	-	917	948	+31	改正	協約	7/8	7/28	8/8	有	10/4
福島	858	29	輸送機械	-	890	916	+26	改正	協約	7/19	7/28	8/10	有	10/25
群馬	895	44	輸送機械	-	935	965	+30	改正	公正	7/20	8/1	8/12	有	10/25
埼玉	987	47	輸送機械	-	990	1,013	+23	改正	協約	7/13	7/28	8/3	有	9/27
東京	1072	61	輸送機械	-	838	-	-	改正	協約	8/4	9/16	11/18	無	11/2
長野	908	91	一般機械・輸送機械	-	927	956	+29	改正	公正	7/28	8/5	8/23	有	10/17
静岡	944	100	一般機械・輸送機械	-	970	995	+25	改正	協約	7/1	8/3	8/9	有	10/3
三重	933	118	輸送機械	-	962	987	+25	改正	協約	7/5	7/13	8/5	有	10/14
京都	968	128	輸送機械	-	968	993	+25	改正	協約	7/20	7/28	8/31	有	11/4
大阪	1023	134	一般機械・輸送機械	-	997	1,028	+31	改正	協約	6/29	7/6	9/7	有	9/26
兵庫	960	144	輸送機械	-	1,002	1,034	+32	改正	協約	7/5	7/15	8/22	有	9/20
岡山	892	166	輸送機械(船)	-	980	1,003	+23	改正	協約	6/20	7/5	9/15	有	10/27
広島	930	173	輸送機械(船)	-	977	999	+22	改正	公正	6/22	8/5	8/5	有	10/24
山口	888	178	輸送機械	-	965	985	+20	改正	協約	6/27	7/29	7/29	有	10/11
香川	878	186	輸送機械(船)	-	980	1,003	+23	改正	公正	7/6	7/29	8/3	有	10/31
愛媛	853	190	輸送機械(船)	-	962	985	+23	改正	公正	7/1	8/25	8/25	有	10/21
長崎	853	204	輸送機械(船)	-	875	-	-	改正	公正	7/1	8/1	9/2	無	
熊本	853	206	輸送機械	-	902	931	+29	改正	協約	6/27	7/7	8/5	有	10/12
大分	854	211	輸送機械(自・船)	-	894	916	+22	改正	協約	7/27	8/1	8/23	有	10/19

令和5年度

最低賃金実態調査の概要

(船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

広島労働局

- 資 料 目 次 -

1	分位偏差	資料No.4-1
2	賃金分布図グラフ	資料No.4-2
3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	..	資料No.4-3
4	中位数・時間当たりの平均賃金額	...	資料No.4-4
5	事業所規模別未満率	資料No.4-5
6	引上げ試算表	資料No.4-6
7	経過表（平成16年度～令和4年度）	資料No.4-7

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「平成30年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1~99人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所は全労働者、労働者30~99人の事業所は2分の1の労働者、そして100人以上の事業所については5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

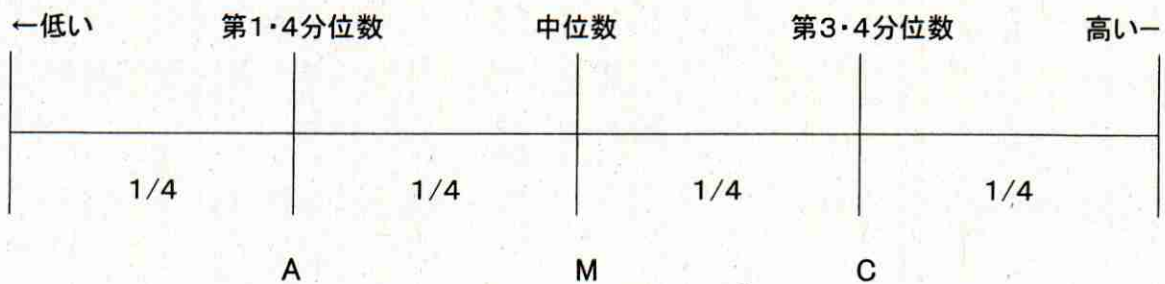
調査は通信調査とし、令和5年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の1、10 分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

分位偏差

【船舶製造・修理業、船用機関製造業】

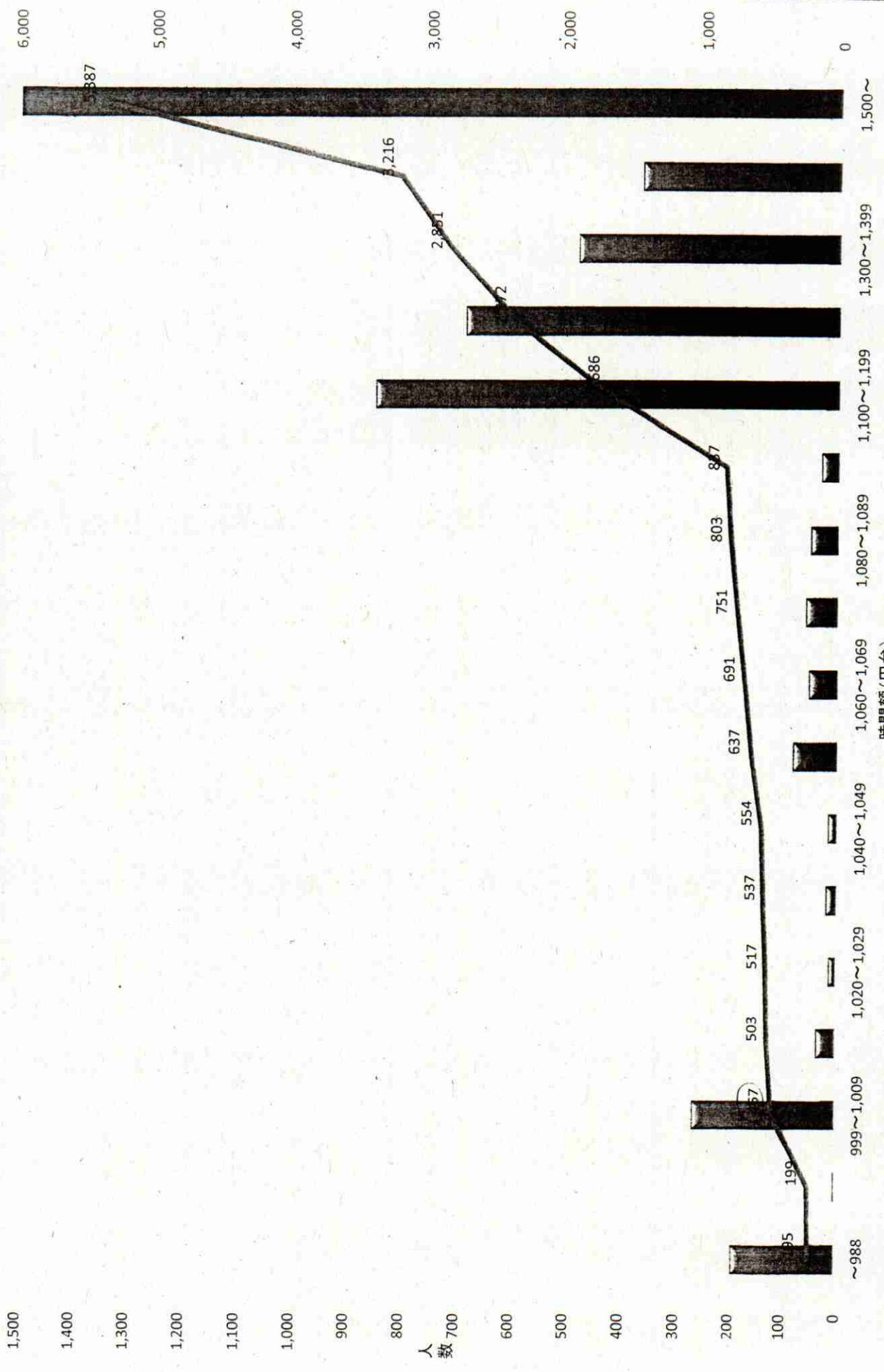
規模	内 訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	第1・20分位数(円)	912	910	956	957	977	999
	対前年増減率	6.29%	-0.22%	5.05%	0.10%	2.09%	2.25%
	第1・10分位数(円)	912	934	956	957	980	1,040
	対前年増減率	5.56%	2.41%	2.36%	0.10%	2.40%	6.12%
	第1・4分位数(円)	1,005	1,008	1,000	1,050	1,100	1,123
	対前年増減率	-12.30%	0.30%	-0.79%	5.00%	4.76%	2.09%
	中位数(円)	1,321	1,309	1,333	1,350	1,366	1,356
	対前年増減率	-5.64%	-0.91%	1.83%	1.28%	1.19%	-0.73%
	労働者数	6,318	5,687	5,139	6,493	5,993	5,387
1 5 9 人	第1・20分位数(円)	912	934	956	933	977	999
	対前年増減率	6.29%	2.41%	2.36%	-2.41%	4.72%	2.25%
	第1・10分位数(円)	912	934	956	957	1,000	999
	対前年増減率	-8.80%	2.41%	2.36%	0.10%	4.49%	-0.01%
	第1・4分位数(円)	1,011	1,000	1,100	1,021	1,142	1,100
	対前年増減率	-18.00%	-1.09%	10.00%	-7.18%	11.85%	-3.68%
	中位数(円)	1,375	1,350	1,397	1,300	1,400	1,350
	対前年増減率	-8.33%	-1.82%	3.49%	-6.94%	7.69%	-3.57%
	労働者数	1,200	900	779	1,184	1,027	1,154
10 5 29 人	第1・20分位数(円)	912	934	952	952	974	999
	対前年増減率	7.29%	2.41%	1.93%	0.00%	2.31%	2.57%
	第1・10分位数(円)	912	934	956	957	977	1,010
	対前年増減率	6.29%	2.41%	2.36%	0.10%	2.09%	3.38%
	第1・4分位数(円)	920	1,008	976	1,000	1,050	1,100
	対前年増減率	-12.38%	9.57%	-3.17%	2.46%	5.00%	4.76%
	中位数(円)	1,237	1,308	1,250	1,260	1,300	1,252
	対前年増減率	-6.00%	5.74%	-4.43%	0.80%	3.17%	-3.69%
	労働者数	2,590	2,507	2,233	3,002	2,808	2,400
30 5 99 人	第1・20分位数(円)	912	902	956	957	980	1,021
	対前年増減率	5.56%	-1.10%	5.99%	0.10%	2.40%	4.18%
	第1・10分位数(円)	957	934	956	978	1,039	1,100
	対前年増減率	7.65%	-2.40%	2.36%	2.30%	6.24%	5.87%
	第1・4分位数(円)	1,124	1,006	1,100	1,151	1,200	1,200
	対前年増減率	-7.41%	-10.50%	9.34%	4.64%	4.26%	0.00%
	中位数(円)	1,400	1,304	1,407	1,440	1,431	1,500
	対前年増減率	-2.17%	-6.86%	7.90%	2.35%	-0.63%	4.82%
	労働者数	2,528	2,280	2,126	2,307	2,158	1,833

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

【船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金】

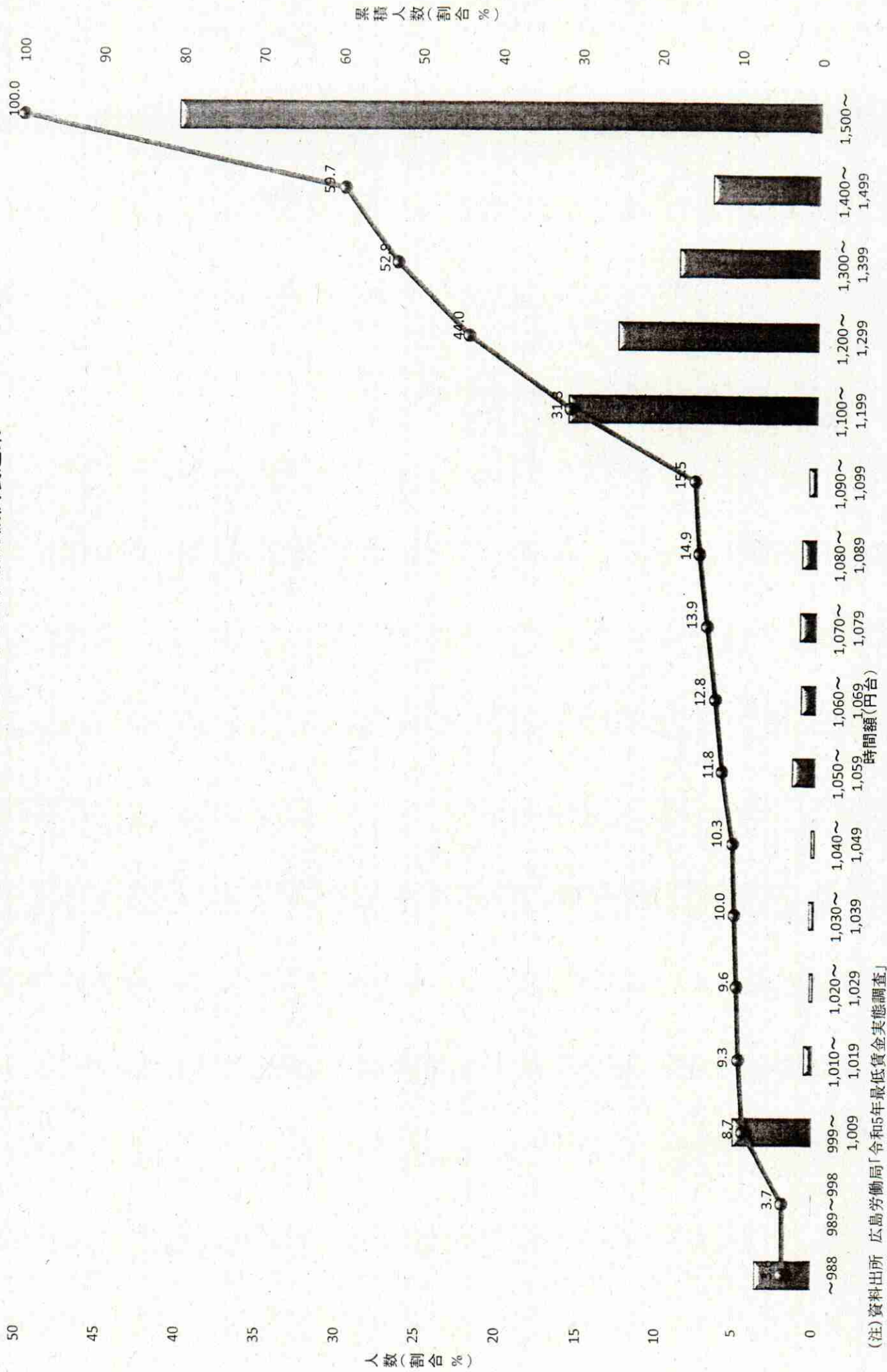
年度別	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
時間額	912円	934円	956円	957円	977円	999円
発効日	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31

賃金分布図【令和5年】 船舶製造・修理業、船用機関製造業



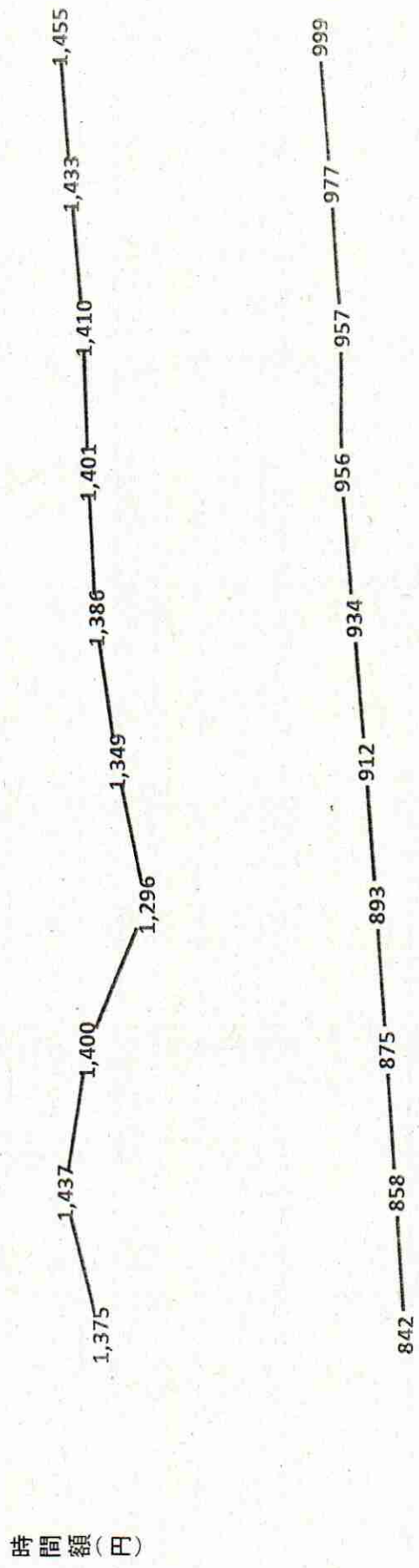
(注)資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

賃金分布図【令和5年】船舶製造・修理業、船用機関製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

船舶製造・修理業、船用機関製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
最低賃金額	842	858	875	893	912	934	956	957	977	999
平均賃金額	1,375	1,437	1,400	1,296	1,349	1,386	1,401	1,410	1,433	1,455

(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

【船舶製造・修理業, 船用機関製造業】

最低賃金額 999円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,356 円	1,455 円
規模(1~9人)	1,350 円	1,485 円
規模(10~29人)	1,252 円	1,372 円
規模(30~99人)	1,500 円	1,546 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

【船舶製造・修理業，舶用機関製造業】

最低賃金額 999円

	未満率	未満労働者数
規模計	3.7%	199人
規模(1～9人)	4.7%	54人
規模(10～29人)	4.5%	109人
規模(30～99人)	2.0%	36人

全労働者数	5,387
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

資料No.4-6

(令和5年 船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		999		
1	0.10	1,000	6.7	361
2	0.20	1,001	8.5	460
3	0.30	1,002	8.5	460
4	0.40	1,003	8.5	460
5	0.50	1,004	8.6	462
6	0.60	1,005	8.6	465
7	0.70	1,006	8.7	467
8	0.80	1,007	8.7	467
9	0.90	1,008	8.7	467
10	1.00	1,009	8.7	467
11	1.10	1,010	8.7	467
12	1.20	1,011	9.0	487
13	1.30	1,012	9.2	494
14	1.40	1,013	9.2	494
15	1.50	1,014	9.2	494
16	1.60	1,015	9.2	494
17	1.70	1,016	9.2	494
18	1.80	1,017	9.2	494
19	1.90	1,018	9.3	500
20	2.00	1,019	9.3	503
21	2.10	1,020	9.3	503
22	2.20	1,021	9.3	503
23	2.30	1,022	9.4	505
24	2.40	1,023	9.5	512
25	2.50	1,024	9.5	512
26	2.60	1,025	9.5	512
27	2.70	1,026	9.5	512
28	2.80	1,027	9.6	514
29	2.90	1,028	9.6	514
30	3.00	1,029	9.6	517
31	3.10	1,030	9.6	517
32	3.20	1,031	9.7	523
33	3.30	1,032	9.8	528
34	3.40	1,033	9.9	531
35	3.50	1,034	9.9	531
36	3.60	1,035	9.9	531
37	3.70	1,036	9.9	531
38	3.80	1,037	9.9	533
39	3.90	1,038	9.9	533
40	4.00	1,039	10.0	537
41	4.10	1,040	10.0	537
42	4.20	1,041	10.1	542
43	4.30	1,042	10.1	542
44	4.40	1,043	10.2	547
45	4.50	1,044	10.2	551
46	4.60	1,045	10.2	551
47	4.70	1,046	10.2	551
48	4.80	1,047	10.3	554
49	4.90	1,048	10.3	554
50	5.01	1,049	10.3	554

(注)全労働者数 5,387

(注)「令和5年 最低賃金実態調査」における「広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

最低賃金引上げ試算表(その2)
(令和5年 船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		999		
51	5.11	1,050	10.3	554
52	5.21	1,051		
53	5.31	1,052		
54	5.41	1,053		
55	5.51	1,054		
56	5.61	1,055		
57	5.71	1,056		
58	5.81	1,057		
59	5.91	1,058		
60	6.01	1,059		
61	6.11	1,060	11.8	637
62	6.21	1,061		
63	6.31	1,062		
64	6.41	1,063		
65	6.51	1,064		
66	6.61	1,065		
67	6.71	1,066		
68	6.81	1,067		
69	6.91	1,068		
70	7.01	1,069		
71	7.11	1,070	12.8	691
72	7.21	1,071		
73	7.31	1,072		
74	7.41	1,073		
75	7.51	1,074		
76	7.61	1,075		
77	7.71	1,076		
78	7.81	1,077		
79	7.91	1,078		
80	8.01	1,079		
81	8.11	1,080	13.9	751
82	8.21	1,081		
83	8.31	1,082		
84	8.41	1,083		
85	8.51	1,084		
86	8.61	1,085		
87	8.71	1,086		
88	8.81	1,087		
89	8.91	1,088		
90	9.01	1,089		
91	9.11	1,090	14.9	803

(注)全労働者数	5,387
----------	-------

(注)「令和5年 最低賃金実態調査」における「広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

資料No.4-7

(船舶製造・修理業, 舶用機関製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	776	3	0.4	2.5	2.6
平成17年度	780	4	0.5	0.9	1.3
平成18年度	786	6	0.8	1.9	3.3
平成19年度	798	12	1.5	4.9	6.4
平成20年度	809	11	1.4	1.8	4.9
平成21年度	813	4	0.5	3.0	3.9
平成22年度	821	8	1.0	4.9	7.7
平成23年度	825	4	0.5	3.0	6.1
平成24年度	831	6	0.7	2.3	14.7
平成25年度	842	11	1.3	0.4	10.5
平成26年度	858	16	1.9	7.4	14.0
平成27年度	875	17	2.0	4.1	12.1
平成28年度	893	18	2.1	3.7	18.3
平成29年度	912	19	2.1	4.8	22.7
平成30年度	934	22	2.4	3.9	17.7
令和元年度	956	22	2.4	5.7	17.1
令和2年度	957	1	0.1	4.0	16.1
令和3年度	977	20	2.1	4.5	8.7
令和4年度	999	22	2.3	3.7	8.5

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」